

中小企業不況対策特別資金融資規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月28日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町規則第16号

中小企業不況対策特別資金融資規則の一部を改正する規則

中小企業不況対策特別資金融資規則（平成10年聖籠町規則第24号）の一部を次のように改正する。

第5条中の表を次のように改める。

資金用途	融資限度額	融資期間	融資利率	返済方法
運転資金	10,000,000円	6年以内 (据置1年以内含む。)	年2.3% (固定金利) (うち町で1.4%利子補給)	毎月元金均等償還

(1) 保証人及び担保の徴求については、金融機関の一般業務の例によるものとする。

(2) 必要により新潟県信用保証協会の保証を受けるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に第6条に規定する交付申請を行っている者については、なお従前の例による。